

○横芝光町集会施設改築及び保全事業等補助金交付要綱

平成18年3月27日

告示第30号

改正 令和3年12月20日告示第139号

(趣旨)

第1条 町長は、町内における地域住民の快適な居住環境づくりを促進し、地域連帯意識を醸成するため、地域の公共集会施設改築及び保全等に要する経費に対し、予算の範囲内において、横芝光町補助金等交付規則（平成18年横芝光町規則第50号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(経費及び補助額)

第2条 改築の場合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する認可地縁団体が行う場合に限る。以下同じ。）の補助金の対象となる経費は、前条に定める事業に要する経費（解体撤去費を含む。）とし、当該経費から当該事業に係る会議費、事務費等を控除した額に対し、補助率の10分の9以内1,500万円を限度として補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、改築が著しく公益に資すると認められるときは、町長は、補助率又は補助限度額を上げることができる。

3 保全事業（増築を含む。エアコンの設置及び修繕も対象とする。）についての対象経費は、10万円以上とし、補助率10分の9以内500万円を限度として補助金を交付する。

4 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする年度の前年度において、当該補助金の交付を受けている場合においては、補助金の交付

は行わない。改築及び大規模な保全（補助金額200万円以上）を行った場合についても、その年度から起算して4年間は、補助金の交付は行わない。

5 敷地内舗装の対象面積は、100平方メートルまでとし、請負等で実施する場合は事業費の3分の1以内、直営等で実施する場合は資材費の2分の1以内を限度として補助金を交付する。

6 前項の規定は、次に掲げる場合は適用しない。

(1) 改築の場合

(2) 公益上の必要性から300平方メートルまでの舗装について、町が舗装資材及び舗装機材の提供を行う場合

(令3告示139・一部改正)

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、

町長が定める期日までに集会施設改築及び保全事業等補助金交付申請書

(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第5条 前条の規定により町長の承認を受けようとするときは、集会施設改

築及び保全事業等変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第6条 規則第8条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、集会施設改築及び保全事業等補助金概算払請求書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第11条の規定により事業の状況を報告しようとするときは、集会施設改築及び保全事業等遂行状況報告書（別記第4号様式）により町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から30日以内に集会施設改築及び保全事業等実績報告書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第16条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、集会施設改築及び保全事業等補助金交付請求書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

（適用）

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る補助金の交付に適用し、同

日前に係る補助金の交付については、なお合併前の光町集会施設設置及び保全事業等補助金交付要綱（昭和56年5月30日光町制定。次項において「合併前の要綱」という。）の例による。

（経過措置）

- 3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年告示第139号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条)

集会施設改築及び保全事業等補助金交付申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請人 住 所

氏 名 ㊦

年度において、集会施設改築及び保全事業等を実施したいので横芝光町補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 事業内容

事業種目	事業量	事業費	備考

3 事業実施場所

4 事業着手予定年月日 年 月 日  
事業完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算書

(1) 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増 減		備 考
			増	減	
国県補助金					
町補助金					
地元負担金					
合 計					

(2) 支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増 減		備 考
			増	減	
集会施設事業費					
合 計					

6 添付書類

位置図

配置図

実施計画書………見積書(設計書)

第2号様式(第5条)

集会施設改築及び保全事業等変更(中止・廃止)  
承認申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請人 住 所

氏 名 ㊟

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった集会施設改築及び保全事業等を次のとおり変更したいので、横芝光町補助金等交付規則第5条の規定によりその承認を申請します。

1 変更の事由

2 変更の内容

第3号様式(第6条)

集会施設改築及び保全事業等補助金概算払請求書

年 月 日

横芝光町長 様

申請人 住 所

氏 名 ㊦

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった集会施設改築及び保全事業等補助金を横芝光町補助金等交付規則第8条の規定により次のとおり概算払されるよう請求します。

金 円

第4号様式(第7条)

集会施設改築及び保全事業等遂行状況報告書

年 月 日

横芝光町長 様

申請人 住 所

氏 名 ㊦

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった集会施設改築及び保全事業等の遂行状況を横芝光町補助金等交付規則第11条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業遂行状況

種 目	実 施 計 画 ( A )		実 施 済 高 ( B )		B/A	補 助 金 交 付 済 額	備 考
	事 業 量	事 業 費	事 業 量	事 業 費			
合 計							

2 収支の状況

(1) 収入状況

項 目	予 算 額 ( A )	収 入 済 額 ( B )	B/A	備 考
国 県 補 助 金				
町 補 助 金				
地 元 負 担 金				
合 計				

(2) 支出状況

項 目	予 算 額 ( A )	支 出 済 額 ( B )	B/A	備 考
事 業 費				
合 計				

第5号様式(第8条)

集会施設改築及び保全事業等実績報告書

年 月 日

横芝光町長 様

申請人 住 所

氏 名 ㊟

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった集会施設改築及び保全事業等について、次のとおり事業を実施したので、横芝光町補助金等交付規則第13条の規定により報告します。

1 補助事業の成果

2 事業内容

事業種目	事業量	事業費	備考

3 収支精算書

(1) 収入の部

項目	予算額	精算額	比較増減		備考
			増	減	
国県補助金					
町補助金					
地元負担金					
合計					

(2) 支出の部

項 目	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
事 業 費					
合 計					

4 着工年月日       年   月   日  
完了年月日       年   月   日

5 添付書類  
  契約書の写し  
  施設の写真

第6号様式(第9条)

集会施設改築及び保全事業等補助金交付請求書

年 月 日

横芝光町長 様

申請人 住 所

氏 名 ㊟

年 月 日付け第 号をもって額の確定のあった集会施設改築及び保全事業等補助金を横芝光町補助金等交付規則第16条の規定により次のとおり請求します。

金 円

別記第 1 号様式 (第 3 条)

第 2 号様式 (第 5 条)

第 3 号様式 (第 6 条)

第 4 号様式 (第 7 条)

第 5 号様式 (第 8 条)

第 6 号様式 (第 9 条)